

## 第5章

### 推進体制

## ◎推進体制

計画の推進にあたり、以下の各種協議会等を開催又は運営し、計画の円滑な進捗と実現を図ります。

### 1 介護保険運営協議会

米沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、策定後の計画の実施、運営について市民、知識経験者、保健福祉関係者 15 人で構成された米沢市介護保険運営協議会を設置し運営しています。

本計画についても、引き続き運営協議会の意見を求めながら計画の進行管理、点検を行い、次期計画へ向けた本計画の見直しを行っていきます。

### 2 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保、人材確保支援等を図るため、地域のサービス事業者や関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、協議、評価を行うこととなっています。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとしています。

### 3 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会を設置し、事業者の指定や独自の基準・介護報酬などを設定する場合に意見を述べるほか必要事項を協議します。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域密着型サービス運営委員会を兼ねるものとしています。

### 4 地域包括支援センター

地域における福祉の増進及び、保健医療の向上を包括的に支援する拠点として、市内を 5 圏域に設定し、圏域ごとに 1 箇所の整備を図り、事業委託を行います。

市は直営する基幹型センターを運営し、各地区に事業委託したセンターの総合調整、後方支援等の業務を行います。また、各地区に業務委託したセンターは、担当する地区における包括的支援事業、第 1 号介護予防事業及び指定介護予防支援業務、その他の事業を実施します。